

よくある質問 事業所用

Q 1 太陽光パネルや省エネルギー機器をリースする場合、助成の対象になりますか？

A 1 対象になりません。対象となるのは新品の購入のみです。

Q 2 中古で購入する機器は助成の対象になりますか？

A 2 対象になりません。対象となるのは新品の購入のみです。

Q 3 LEDランプは助成の対象になりますか？

A 3 事業所用の場合は、区内に事業所を有する中小企業者等が対象となります。

※中小企業の定義は、中小企業基本法に準拠します。

詳しくは、こちらをご確認ください。

中小企業基本法 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S38/S38H0154.html>)

Q 4 LEDランプを導入する際に条件はありますか？

A 4 LEDランプのみの購入は対象になりません。LEDランプの導入に際して、新たにLEDランプ専用の器具を設置するか、LEDランプ専用に変更するなどの工事を行うことが条件となります。(ハロゲン電球、白熱電球、蛍光灯等の照明と交換ができるものは対象になりません。) また、LEDランプの固有エネルギー消費効率やモジュール寿命などにも条件がありますので、詳しくは、パンフレットをご参照ください。

Q 5 中央区以外の助成と併用することはできますか？

A 5 国や東京都など、他の助成金との併用は可能です。ただし、助成金額の合計が、導入費用を超えない範囲となります。

Q 6 助成金はいつ申請すればよいですか？

A 6 原則、導入前の事前申請になります。申請してから交付決定までに約2週間かかりますので、機器導入の2週間前には申請するようにしてください。

Q 7 太陽光発電システムの発電量すべてを売電する目的で導入する場合、助成の対象になりますか？

A 7 対象になりません。発電した電力は自ら使用することが前提となります。ただし、余剰電力の売電は可能です。

Q 8 自己所有でない事業所に機器を導入する場合、助成の対象となりますか？

A 8 所有者の承諾が必要となりますので、承諾書があれば申請できます。

Q 9 申請者以外の名義で導入費の支払いはできますか？

A 9 申請者以外の名義で支払いすると助成金の交付が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

Q10-1 導入費をクレジットカードで支払うことはできますか？

A10-1 同一年度内（申請した年度の3月末日まで）にカード会社からの引き落としを完了していただければ、クレジットカードを使用することができます。

なお、クレジットカードを使用する場合は、導入完了報告の際に支払いが完了したことを確認するため、クレジットカード売上票、利用明細書、引落口座の通帳（表紙と引き落としが確認できるページ）の写しが必要です。

Q10-2 導入費を分割払いすることはできますか？

A10-2 同一年度内（申請した年度の3月末の開庁日）にカード会社からの引き落としを完了していただければ、分割払いが可能です。

なお、分割払いの場合は、導入完了報告の際に、完済したことを確認する書類として、分割で支払ったすべての領収書とその内訳書（口座引き落としの場合は、通帳の表紙と引き落としが確認できるページ）の写しが必要です。

Q11 導入費は、すべて助成金の対象経費となりますか？

A11 対象にならない経費があります。例えば、オプション品など導入にあたり必ずしも必要としない経費や現場管理費・諸経費・機器等保証費などは対象外となります。

なお、消費税は対象経費に含まれます。

Q12 本社が中央区にあれば、区外の事業所も助成の対象になりますか？

A12 中央区内の二酸化炭素削減を図る事業のため、区外の事業所は対象になりません。逆に、本社が中央区内になくても、事業所が区内にあれば助成の対象になります。

Q13 導入工事は申請した年度内に完了しなくてもよいですか？

A13 工事は必ず年度内に完了し、導入費を完済した上で、導入完了報告書を年度内に提出してください。

Q14 機器の導入工事が複数年度にまたがる場合、申請できますか？

A14 申請できません。申請できるのは、機器の導入及び支払いが申請した年度内で終わるもののみです。

Q15 省エネルギー機器を同一年度内に2種類（エアコンとLEDランプなど）導入したいのですが、申請できますか？

A15 申請できません。申請は、同一年度内で1種類の省エネルギー機器を1回までです。

Q16 申請者以外の口座に助成金を振り込みしてもらうことはできますか？

A16 申請者以外の口座に振り込みすることはできません。

Q17 申請後に、導入予定機器の型を変更することになったり、追加工事が必要となった場合、申請内容を変更することはできますか？

A17 機器を導入する前に、必ず交付決定内容の変更申請をしてください。その場合は、内容を変更したことのわかる書類（見積書、図面、変更した機器の型番がわかる資料など）を提出してください。

Q18 中央エコアクトの認証を取得した場合、助成金の限度額が上乘せされると聞きましたが、中央エコアクトとはどのような取り組みですか？

A18 中央エコアクトは、事業活動によって排出される二酸化炭素を削減するための取り組みです。中央区独自の温暖化対策の取り組みで、事業者の方々が無理なくできる内容となっています。中央エコアクトの認証を取得すると、さまざまな特典を受けることができますので、詳しくはこちらをご覧ください。

(http://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/seisaku/taisaku/eco/chuoecoact_jigyosho.html)